

公 告

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号。以下「条例」という。）第36条及び第49条第2項において準用する条例第36条の規定により、事後調査報告書を作成したので、条例第38条及び第49条第2項において準用する条例第38条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年10月8日

沖縄防衛局長 伊藤 晋哉



1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者(法対象事業者)の名称 沖縄防衛局

代表者の氏名 沖縄防衛局長 伊藤 晋哉

主たる事務所の所在地 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290番地9

2. 対象事業(法対象事業)の名称、種類及び規模

対象事業(法対象事業)の名称 普天間飛行場代替施設建設事業

対象事業(法対象事業)の種類 飛行場及びその施設の設置

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)

による公有水面の埋立て

対象事業(法対象事業)の規模 飛行場の設置:滑走路の長さ1, 200m
(2本)

公有水面埋立法による公有水面の埋立て
: 約155ha

3. 対象事業(法対象事業)が実施されるべき区域

名護市辺野古沿岸域

4. 事後調査の実施期間

令和5年度:令和5年4月から令和6年3月まで

5. 事後調査報告書の縦覧場所、期間及び時間

縦覧場所 嘉手納町字嘉手納290番地9

沖縄防衛局 一階報道室

名護市字辺野古1007番地145

名護防衛事務所

那覇市前島3丁目24番3-1 1F

那覇出張所

名護市港1丁目1番1号

名護市役所 一階ロビー

名護市字瀬嵩7番地1

名護市役所 久志支所

国頭郡宜野座村字宜野座296番地

宜野座村役場 三階企画課

縦覧期間 令和6年10月8日(火)から同年11月20日(水)まで

(土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律
178号)に規定する休日を除く。)

縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで